

届出制手数料届出書 届出制手数料変更届出書	
① 年 月 日	
厚生労働大臣 殿	
②届出者氏名 中央共配 株式会社	
代表取締役 河合 隆裕	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許 可 番 号	
④氏 名 又 は 名 称	中央共配 株式会社
⑤所 在 地	〒441-0103 電話 0533（80）7430 愛知県豊川市小坂井町宮下77番地の1
⑥適用開始・変更予定日	令和 8 年 3 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別紙のとおり
⑧備 考	総務部長：金子 鉄也 連絡先 0533（80）7430

手 数 料 表
(一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % 手数料負担者は 求人者 とします。
*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

中央共配 株式会社

事業所の名称及び所在地 愛知県豊川市小坂井町宮下 77 番地の 1 2F